

豊川市監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年3月7日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

## 別紙

### 定期監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

上下水道部水道業務課・水道整備課

#### 2 監査の範囲

平成28年4月1日～平成29年12月25日

#### 3 監査の実施期間

平成29年11月17日～平成29年12月25日

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 契約に関する事務について

##### (2) 一般項目

- ア 補助金・交付金に関する事務について
- イ 公金の取扱事務について
- ウ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

建設工事の設計変更による契約変更に関する事務について、豊川市建設工事等設計変更事務取扱要領に準じた取扱いに改善されたい。